

マイナンバー制度の歴史・概要と法的位置づけ

公益財団法人日弁連法務研究財団・第一東京弁護士会（総合法律研究所 IT 法研究部会）
共催シンポジウム
「マイナンバーをめぐる混迷を解剖する」

弁護士法人淀屋橋・山上合同
弁護士 角川正憲

目次

1. マイナンバー・マイナンバーカードの概説
2. 我が国における番号制度の必要性と歩み
3. 住基ネット判決とマイナンバー制度の設計
4. 個人情報保護法との制度比較
5. マイナンバーをめぐる諸問題
6. マイナンバー制度の合憲性

1. マイナンバー・マイナンバーカードの概説

マイナンバー・マイナンバーカードとは

マイナンバー（個人番号）

住民票を持つ日本国内の全住民に付番される
12桁の番号

- ① 悉皆性、② 唯一無二性、③ 視認性
- ④ 基本4情報と関連づけられた個人番号



(表面)

身分証明書としての利用が想定されている
表面のコピーは問題ない(*)

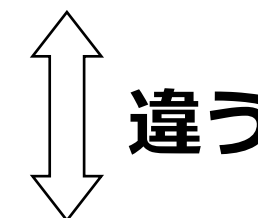
マイナンバーカード（個人番号カード）

マイナンバーが記載された顔写真付きのカード



(裏面)

マイナンバー（個人番号）
を使ってできること

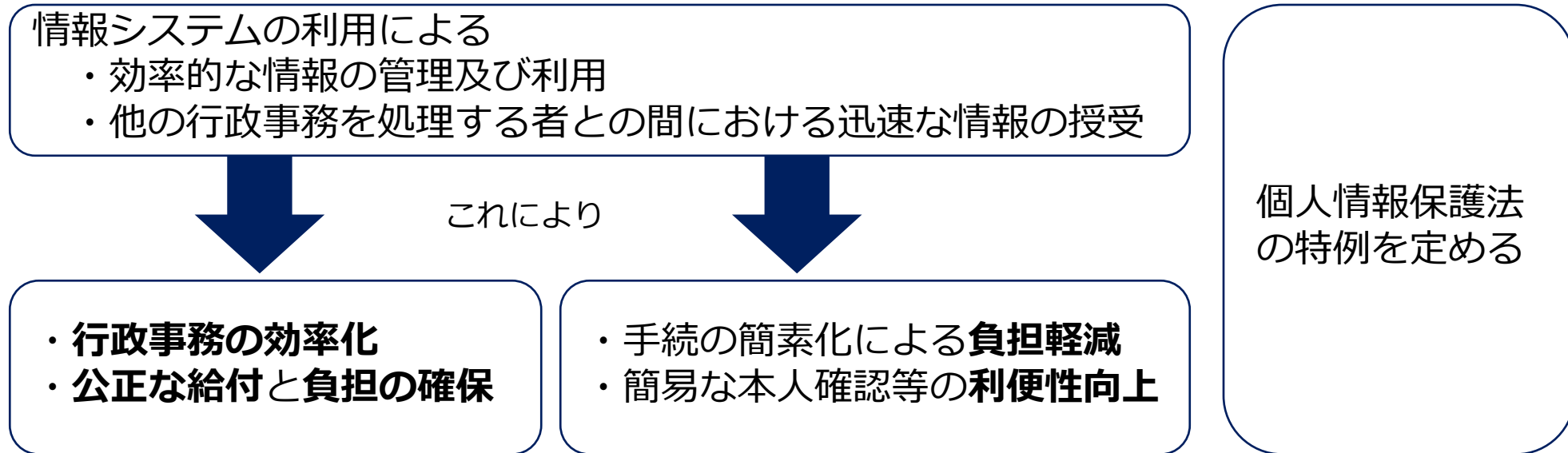


電子証明書を使って
できること

(出典) 画像は、米原市の公式ウェブサイト (<https://www.city.maibara.lg.jp/soshiki/chikishinko/madoguti/mynumber/576.html>) より
(*) 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A 6-13

2. 我が国における番号制度の必要性と歩み

番号利用法の目的（1条）



※「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）1条

番号制度の必要性

既存の番号制度は目的ごとに個別化

➤ 運転免許証番号、基礎年金番号、住民票コード、……



バラバラな管理による行政事務の非効率化

国民



公平・公正に扱われているだろうか、納めた税金や保険料にふさわしい社会保障が行われているだろうか

手続に重複した添付書類が必要で煩雑だ

知らなかったから受給を逃してしまった

民間事業者も、本人特定・本人確認にコストや時間、労力を要している

正確な本人特定ができず、セーフティネットの提供が万全でなく、不正行為の防止や監視が行き届いていない

多大なコスト、時間等をかけて書類審査し、人的ミスを誘発している

機関間の情報連携が不足しており、財源・人的資源を費消している

行政



複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であるという事実の確認を行うための基盤が必要。
「タテ」と「ヨコ」につながる基盤。

政府・与党社会保障改革検討本部「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針 ―主権者たる国民の視点に立った番号制度の構築―」（平成23年1月31日）を基に講演者作成

我が国における番号制度の歩み

昭和45年
「事務処理用統一個人コード」
の導入検討

「国民総背番号制」と非難され、導入検討中止に

昭和55年頃
「グリーン・カード制度」
の導入検討

少額貯蓄非課税制度（マル優）逃れの資金が
銀行・郵便局から流出したことから昭和60年に廃止

平成14年
「住基ネット」の導入

個人情報漏えいの懸念、個人情報保護法令が未制定で
あったことから、反対運動が相次ぐ
一部の自治体が住基ネットから離脱
違憲訴訟の提起が相次ぐが、最高裁判決により終結

立法化に向けた検討作業①

平成22年度税制改正大綱
(平成21年12月22日)

社会保障制度と税制を一体化し、社会保障・税共通の番号制度の導入を進めることが示される。



「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」
(平成23年1月31日)

番号制度は、3つの仕組みで構成される社会基盤であることが示される。

付番

情報連携

本人確認

「社会保障・税番号要綱」
(平成23年4月28日)

国民の懸念（①国家管理、②個人情報の追跡・突合、③財産的被害）への対応
住基ネット判決を踏まえた制度設計の必要性

3. 住基ネット判決とマイナンバー制度の設計

住基ネット判決（住基ネットとは）

住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステム

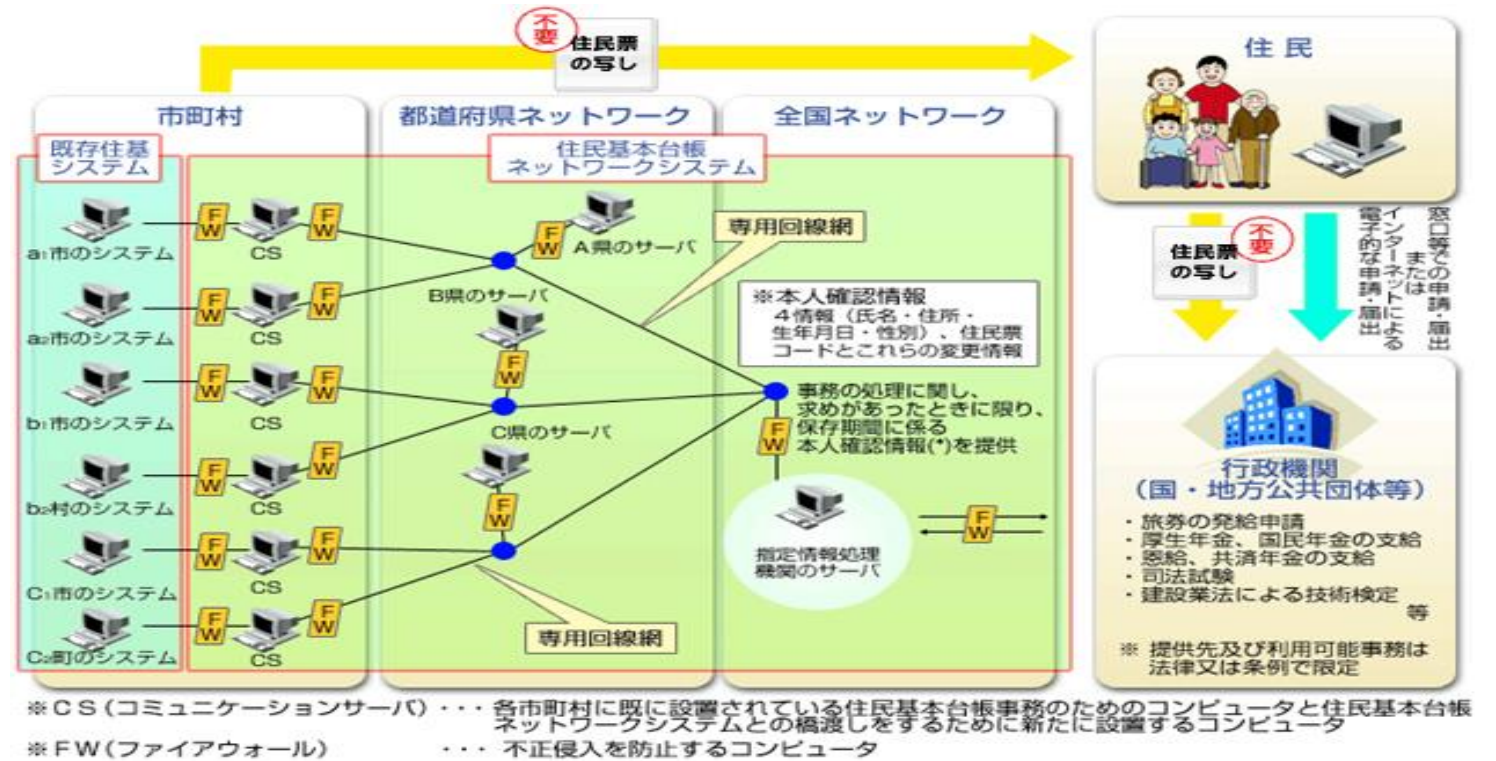
導入前

市町村内においてのみ利用



導入後

ネットワーク化により、市町村の区域を越えた事務処理が可能



出典：総務省のウェブサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/daityo/juuki01.html)

住基ネット判決（住基ネットとは）

住基ネットにより管理・利用される「本人確認情報」

①	氏名	} 基本4情報
②	生年月日	
③	性別	
④	住所	
⑤	住民票コード	
⑥	変更情報（異動事由（転入、転出、出生、死亡等）、異動年月日、異動前の本人確認情報）	

個人情報保護法 の未制定

- 住基ネットからの離脱を表明する自治体が現れる（福島県矢祭町、東京都杉並区等）。
- 個人情報保護法が成立するまでは不安を抱かざるを得ないなど、個人情報保護上の懸念に基づく。

下級審判決

- 違憲訴訟が各地で提起される。
- 大阪高判平成18年11月30日訴月53巻6号1835頁（最判の原審）、金沢地判平成17年5月30日訴月52巻11号3292頁は、プライバシー権ないし自己情報コントロール権を侵害するものとして違憲判断。

住基ネット判決（最高裁判決①）

個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由

本人確認情報の秘匿性の程度
⇒ 高くない

法令根拠なく or 正当目的を逸脱
した開示・公表の具体的危険性
⇒ なし

- ①システム上漏えいの危険なし
- ②漏えいに対する制裁
- ③委員会設置

侵害なし

住基ネット判決（最高裁判決②）

高裁判決

行個法によれば目的外利用が可能
住基法の目的外利用（データマッチング）禁止規定は実効性を欠く

住民票コードでの名寄せが可能

多くのプライバシー情報が住民票コードを付されてデータマッチングされ、予期しない保有・利用がなされる具体的危険がある

最高裁判決

住基法の規定が優先適用され、目的外利用は禁止

データマッチングの具体的危険なし

- ↑
- ① データマッチングに対する制裁
 - ② 一元管理主体の不存在

高裁のいう具体的危険は生じていない

住基ネット判決（最高裁判旨①）

- 憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解される（最高裁昭和40年(あ)第1187号同44年12月24日大法廷判決・刑集23巻12号1625頁参照）。
- そこで、住基ネットが被上告人らの上記の自由を侵害するものであるか否かについて検討するに、住基ネットによって管理、利用等される本人確認情報は、氏名、生年月日、性別及び住所から成る4情報に、住民票コード及び変更情報を加えたものにすぎない。このうち4情報は、人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報であり、変更情報も、転入、転出等の異動事由、異動年月日及び異動前の本人確認情報にとどまるもので、これらはいずれも、個人の内面に關わるような秘匿性の高い情報とはいえない。これらの情報は、住基ネットが導入される以前から、住民票の記載事項として、住民基本台帳を保管する各市町村において管理、利用等されるとともに、法令に基づき必要に応じて他の行政機関等に提供され、その事務処理に利用されてきたものである。そして、住民票コードは、住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等を目的として、都道府県知事が無作為に指定した数列の中から市町村長が一を選んで各人に割り当てたものであるから、上記目的に利用される限りにおいては、その秘匿性の程度は本人確認情報と異なるものではない。
- また、前記定事実によれば、住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で行われているものといえることができる。住基ネットのシステム上の欠陥等により外部から不当にアクセスされるなどして本人確認情報が容易に漏えいする具体的な危険はないこと、受領者による本人確認情報の目的外利用又は本人確認情報に関する秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること、住基法は、都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を、指定情報処理機関に本人確認情報保護委員会を設置することとして、本人確認情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていることなどに照らせば、住基ネットにシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために本人確認情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということもできない。

住基ネット判決（最高裁判旨②）

- なお、原審は、①行政個人情報保護法によれば、行政機関の裁量により利用目的を変更して個人情報を保有することが許容されているし、行政機関は、法令に定める事務等の遂行に必要な限度で、かつ、相当の理由のあるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し又は提供することができるから、行政機関が同法の規定に基づき利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し又は提供する場合には、本人確認情報の目的外利用を制限する住基法30条の34に違反することにならないので、同法による目的外利用の制限は実効性がないこと、②住民が住基カードを用いて行政サービスを受けた場合、行政機関のコンピュータに残った記録を住民票コードで名寄せすることが可能であることなどを根拠として、住基ネットにより、個々の住民の多くのプライバシー情報が住民票コードを付されてデータマッチングされ、本人の予期しないときに予期しない範囲で行政機関に保有され、利用される具体的な危険が生じていると判示する。しかし、上記①については、行政個人情報保護法は、行政機関における個人情報一般についてその取扱いに関する基本的事項を定めるものであるのに対し、住基法30条の34等の本人確認情報の保護規定は、個人情報のうち住基ネットにより管理、利用等される本人確認情報につきその保護措置を講ずるために特に設けられた規定であるから、本人確認情報については、住基法中の保護規定が行政個人情報保護法の規定に優先して適用されると解すべきであって、住基法による目的外利用の禁止に実効性がないとの原審の判断は、その前提を誤るものである。また、上記②については、システム上、住基カード内に記録された住民票コード等の本人確認情報が行政サービスを提供した行政機関のコンピュータに残る仕組みになっているというような事情はうかがわれない。上記のとおり、データマッチングは本人確認情報の目的外利用に当たり、それ自体が懲戒処分の対象となるほか、データマッチングを行う目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集する行為は刑罰の対象となり、さらに、秘密に属する個人情報を保有する行政機関の職員等が、正当な理由なくこれを他の行政機関等に提供してデータマッチングを可能にするような行為も刑罰をもって禁止されていること、現行法上、本人確認情報の提供が認められている行政事務において取り扱われる個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しないことなどにも照らせば、住基ネットの運用によって原審がというような具体的な危険が生じているということとはできない。
- そうすると、行政機関が住基ネットにより住民である被上告人らの本人確認情報を管理、利用等する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものということとはできず、当該個人がこれに同意していないとしても、憲法13条により保障された上記の自由を侵害するものではないと解するのが相当である。また、以上に述べたところからすれば、住基ネットにより被上告人らの本人確認情報が管理、利用等されることによって、自己のプライバシーに関わる情報の取扱いについて自己決定する権利ないし利益が違法に侵害されたとする被上告人らの主張にも理由がないものというべきである。以上は、前記大法廷判決の趣旨に徴して明らかである。

マイナンバー制度の設計への影響

(政府・与党社会保障改革検討本部「社会保障・税番号大綱」(平成23年6月30日))

番号制度の構築に当たっては、**住基ネットに係る最高裁合憲判決(最判平成20年3月6日)の趣旨を十分踏まえる必要**がある。

同判決の趣旨を踏まえれば、番号制度は、

① 何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有すること

② 個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないこと

③ 管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること

④ システム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がないこと

⑤ 目的外利用又は秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること

⑥ 第三者機関等の設置により、個人情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること

等の要件を備える必要がある。

番号制度においては、取り扱う個人情報が、**住基ネットの本人確認情報(氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード等)よりも秘匿性の高い社会保障・税に関わる情報を中心としており**、かつ、住基ネットが行わないこととしている**データマッチングを行うこととする**ものであることから、一層高度の安全性を確保することが求められる。

住基ネット判決（最高裁判決①）

個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由

本人確認情報の秘匿性の程度
⇒ 高くない

法令根拠なく or 正当目的を逸脱
した開示・公表の具体的危険性

ここに嵌め込むと……

- ①システム上漏えいの危険なし
- ②漏えいに対する制裁
- ③委員会設置

侵害なし

マイナンバーの要件?

個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由

① 何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有すること

本人確認情報の秘匿性の程度
⇒ 高くない

③ 管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること

④ システム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がないこと

⑤ 目的外利用又は秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること

法令根拠なく or 正当目的を逸脱した開示・公表の具体的危険性
⇒ なし

- ① システム上漏えいの危険なし
- ② 漏えいに対する制裁
- ③ 委員会設置

⑥ 第三者機関等の設置により、個人情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること

侵害なし

マイナンバーは高い

住基ネット判決（最高裁判決②）

高裁判決

行個法によれば目的外利用が可能
住基法の目的外利用（データマッチング）禁止規定は実効性を欠く

住民票コードでの名寄せ

多くのプライバシー情報が住民票コードを付されてデータマッチングされ、予期しない保有・利用がなされる具体的危険がある

最高裁判決

住基法の規定が優先適用され、目的外利用は禁止

具体的危険なし

ここに嵌め込むと……

- ① データマッチングに対する制裁
- ② 一元管理主体の不存在

高裁のいう具体的危険は生じていない

マイナンバーの要件?

高裁判決

行個法によれば目的外利用が可能
住基法の目的外利用（データマッチング）禁止規定は実効性を欠く

住民票コードでの名寄せが可能

最高裁判決

住基法の規定が優先適用され、目的外利用は禁止

データマッチングの具体的危険なし

データマッチングは
する!

多くのプライバシー情報が住民票コードを付されてデータマッチングされ、予期しない保有なされる具体的危険がある

② 個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないこと

- ① データマッチングに対する制裁
- ② 一元管理主体の不存在

る具体的危険は
ない

分散管理

① 何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有すること

② 個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないこと

③ 管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること

④ システム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がないこと

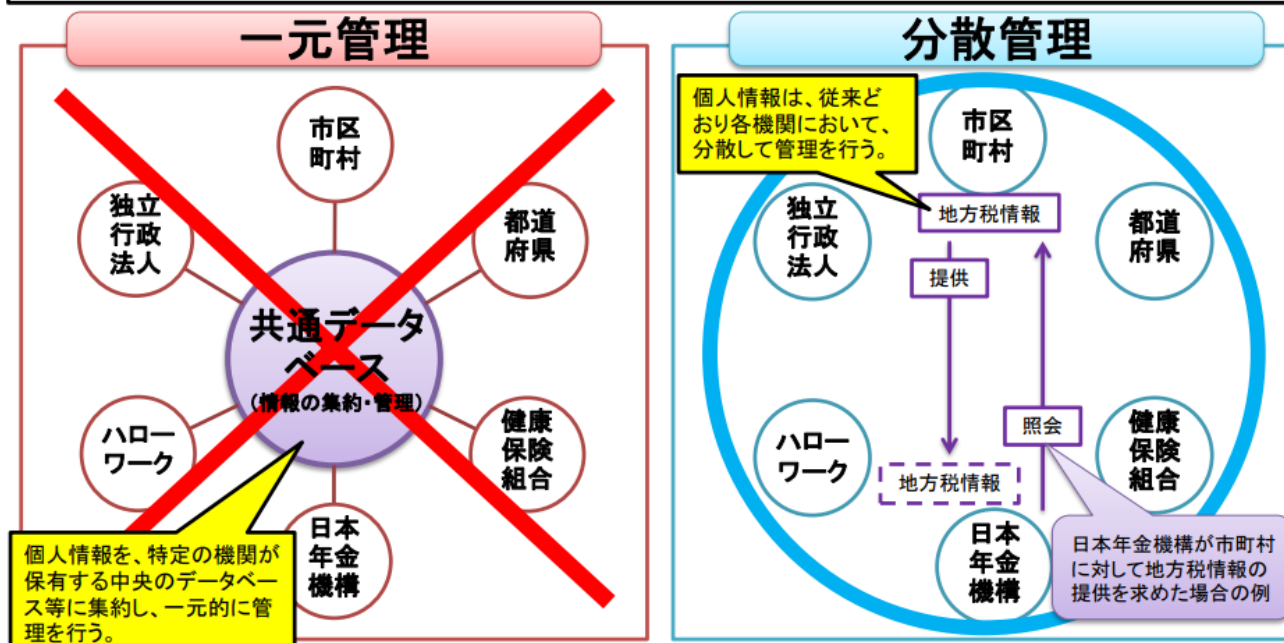
⑤ 目的外利用又は秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること

⑥ 第三者機関等の設置により、個人情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること

分散管理

マイナンバー制度における個人情報の管理(分散管理)

- ✗ マイナンバー制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとるもの**ではない**。
- マイナンバー制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、マイナンバー法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。



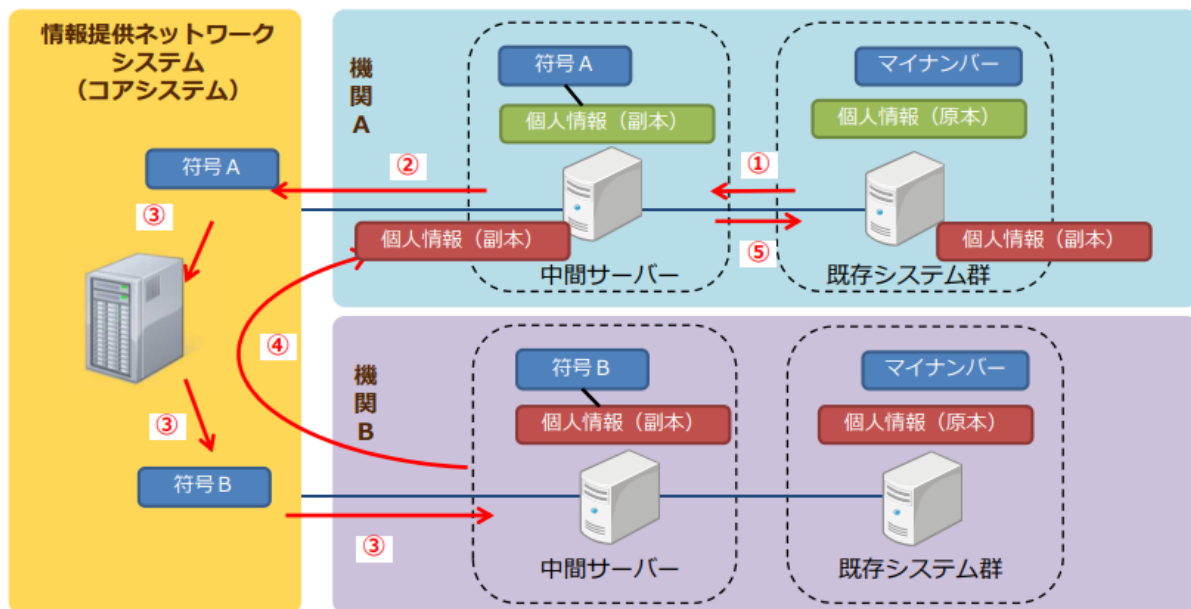
出典：内閣官房番号制度推進室・総務省大臣官房個人番号企画室「マイナンバー制度による情報連携」2頁ほか

分散管理

情報連携の仕組みについて

2. 情報連携の流れ（機関Aが機関Bに対して情報照会を行う場合）

- ① 機関Aの既存システムは機関Aの中間サーバーに情報照会を要求
- ② 機関Aの中間サーバーはコアシステムに符号を付けて照会
- ③ コアシステムは符号を変換し、機関Bに照会
- ④ 機関Bは符号Bに対応した個人情報（副本）を機関Aの中間サーバーに送る
- ⑤ 機関Aの中間サーバーは機関Bから届いた個人情報（副本）を機関Aの既存システムに送る



出典：厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室「地方公共団体（社会保障分野）におけるマイナンバー（社会保障・税番号）制度への対応について」22頁

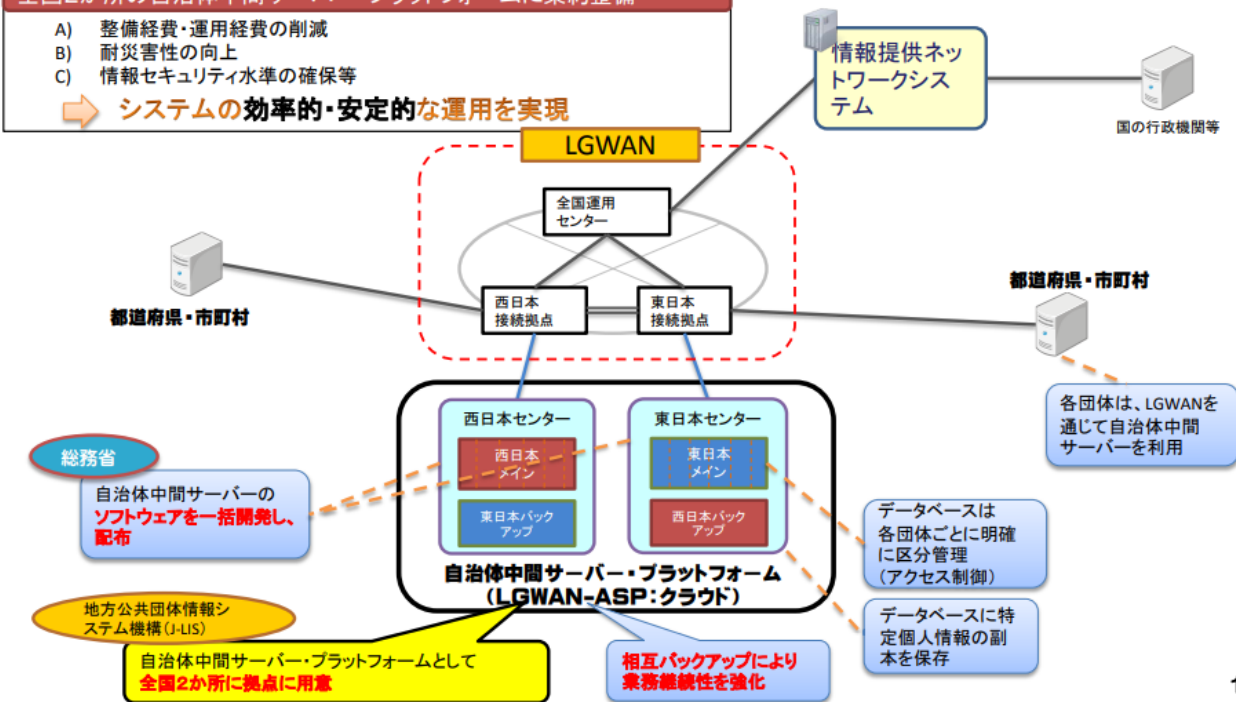
自治体中間サーバー・プラットフォームの整備

◆ 自治体中間サーバー・プラットフォームについては、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)において、設計・開発を実施

全国2か所の自治体中間サーバー・プラットフォームに集約整備

- A) 整備経費・運用経費の削減
- B) 耐災害性の向上
- C) 情報セキュリティ水準の確保等

システムの効率的・安定的な運用を実現



22

出典：総務省個人番号企画室「マイナンバー制度における情報連携について」15頁

15

4. 個人情報保護法との制度比較

「個人番号」の保護

個人情報保護法

第2条

- 1 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - 一 (略)
 - 二 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。（以下略）

個人情報保護法施行令

第1条

- 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。
- 一～八 (略)
 - 九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号
 - 十 (略)

制度比較 個人情報法と番号利用法

個人情報保護法（民間ルール）

番号利用法



①取得時

原則 利用目的を特定し通知・公表 (17①、21①)

例外 要配慮個人情報 (20②)

②内部利用

同意なしの目的外利用は原則禁止 (18①)

③移転時

同意なしの第三者提供は原則禁止 (27①)

例外 { 法令、生命保護、公衆衛生 etc... (27①各号)
委託、合併、共同利用 etc... (27⑤各号)

利用目的・利用
主体の法定
(9)

本人の同意不可
(30②：目的外利用、
9(16)：第三者提供)

提供可能時の法定 (9)
例外なし

罰則の比較

	行為	マイナンバー法の法定刑	同種法律における類似規定の罰則	
			個人情報保護法	住民基本台帳法
特定の公務員が対象	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者や従事していた者が、 <u>情報連携や情報提供ネットワークシステムの業務に関して知り得た秘密を漏らし、または盗用</u>	3年以下の懲役or150万円以下の罰金（併科されることあり）（第50条）	－	2年以下の懲役or100万円以下の罰金（第42条）
	<u>国、地方公共団体、地方公共団体情報システム機構などの役職員が、職権を濫用して特定個人情報記録された文書等を収集</u>	2年以下の懲役or100万円以下の罰金（第52条）	1年以下の懲役or50万円以下の罰金（第181条）	－
番号の取扱者が対象	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、 <u>正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供</u>	4年以下の懲役or200万円以下の罰金（併科されることあり）（第48条）	2年以下の懲役or100万円以下の罰金（第176条）	－
	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、 <u>業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用</u>	3年以下の懲役or150万円以下の罰金（併科されることあり）（第49条）	1年以下の懲役or50万円以下の罰金（第179条）	1年以下の懲役or50万円以下の罰金（第43条）
誰でも対象	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為等によりマイナンバーを取得	3年以下の懲役or150万円以下の罰金（第51条）	－	－
	個人情報保護委員会から命令を受けた者が、個人情報保護委員会の命令に違反	2年以下の懲役or50万円以下の罰金（第53条）	1年以下の懲役or100万円以下の罰金（第178条）	1年以下の懲役or50万円以下の罰金（第43条）
	個人情報保護委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or50万円以下の罰金（第54条）	50万円以下の罰金（第182条）	30万円以下の罰金（第46条、第47条）
	偽りその他不正の手段によりマイナンバーカードを取得	6月以下の懲役or50万円以下の罰金（第55条）	－	30万円以下の罰金（第46条）

5. マイナンバーをめぐる諸問題

マイナンバーをめぐる諸問題 ―①特別定額給付金オンライン申請

コロナ禍で国民に一人当たり10万円の特別定額給付金を支給（世帯主が申請する）。
郵送申請のほかに、マイナンバーカードを使ったオンライン申請の方法が用意された。

マイナンバーカードを使って簡単に手続きができると思われたが、職員は、申請受付・支給の局面で住民票との照合作業に休日返上で対応。誤入力や重複申請が相次ぐ。

オンライン申請の受付を中止した自治体が多数に上る。
三密防止のため、郵送・オンラインでの申請を呼び掛けていたものの、暗証番号を間違えてロックが掛かり、役所窓口に行列。

マイナンバーをめぐる諸問題 — ①特別定額給付金オンライン申請

マイナンバーの何が使われていたのか
— カードの署名用電子証明書

郵送

必要事項の多くが予め入力済み



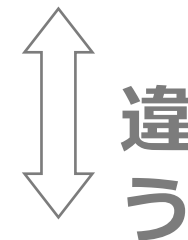
オンライン

世帯主が家族情報等を入力する必要あり

申請者が世帯主であるか、世帯構成員の情報が正確に入力されているかを確認する必要。



マイナンバー（個人番号）
を使ってできること



電子証明書を使って
できること

出典：画像は、米原市の公式ウェブサイト
(<https://www.city.maibara.lg.jp/soshiki/chikishinko/madoguti/mynumber/576.html>) より

マイナンバーをめぐる諸問題 — ①特別定額給付金オンライン申請

郵送申請

特別定額給付金申請書 様式1

申請日 令和 年 月 日
 令和2年4月27日時点の住民票所在市区町村
 市区町村長殿

市区町村
受付印

○ 世帯主(申請・受給者)
 (フリガナ)
 氏名 プレプリント
 現住所 プレプリント住所△プレプリント方書
 生年月日 明治・大正・昭和・平成
 署名(又は記名押印)
 日中に連絡可能な電話番号 ()

下記の事項に同意の上、特別定額給付金を申請します。

- ① 受給資格の確認に当たり、公簿等で確認を行うことがあります。
- ② 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。また、他の市区町村に居住地の確認をさせていただくことがあります。
- ③ 市区町村が、下記に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振り込みが完了せず、かつ、申請受付開始日から3ヶ月後の申請期限までに、市区町村が、世帯主(申請・受給者)又はその代理人に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものと見なします。
- ④ 他の市区町村で特別定額給付金を受給した場合には、返還をさせていただきます。
- ⑤ 住民基本台帳に記載されている者の属する世帯の世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合には、返還をさせていただきます。

○ 給付対象者(下記の記載内容を御確認ください。もし記載の誤りや右欄で受給を希望しない方があれば、朱書きで訂正してください)

	氏名	続柄	生年月日	給付金の受給を希望されない方は チェック欄(□)に×印を御記入ください
1	千代田 太郎	世帯主	昭和60年10月1日	<input type="checkbox"/>
2	千代田 花子	妻	平成2年4月1日	<input type="checkbox"/>
3	千代田 直子	子	令和元年12月31日	<input type="checkbox"/>
4				<input type="checkbox"/>
5				<input type="checkbox"/>
6				<input type="checkbox"/>
合計金額	3 0 0 , 0 0 0 円			

○ 受取方法 (希望する受取方法(下記のA又はB)のチェック欄(□)に『』を入れて、必要事項を御記入ください。)
 A 指定の金融機関口座(世帯主(申請・受給者)又はその代理人の口座に限ります。)への振込を希望
 この口座が当市区町村の水道料、住民税等の引落とし、児童手当等の受給に現に使用している口座であって、世帯主(申請・受給者)の名義である場合(この場合は通帳やキャッシュカードのコピーを添付する必要はありません。)

オンライン申請

app.osu.mynra.go.jp/Application/applicationCommonInput/exec?next

世帯主(申請・受給者)と同一世帯の世帯員に限り、給付対象者には必ず1名以上の人を入れてください。なお、給付対象者には申請当年の生年月日を入力する必要があります。世帯主が特別定額給付金を受給しない場合は、希望される方の氏名を記載します。

必須 給付対象者 氏名

給付対象者 1

世帯主(申請・受給者)と同一世帯の世帯員に限り、給付対象者 氏名

給付対象者 2

世帯主(申請・受給者)と同一世帯の世帯員に限り、給付対象者 氏名

給付対象者 3

世帯主(申請・受給者)と同一世帯の世帯員に限り、給付対象者 氏名

給付対象者 4

世帯主(申請・受給者)と同一世帯の世帯員に限り、給付対象者 氏名

給付対象者 5

世帯主(申請・受給者)と同一世帯の世帯員に限り、給付対象者 氏名

給付対象者 6

世帯主(申請・受給者)と同一世帯の世帯員に限り、給付対象者 氏名

給付対象者 7

世帯主(申請・受給者)と同一世帯の世帯員に限り、給付対象者 氏名

給付対象者 8

世帯主(申請・受給者)と同一世帯の世帯員に限り、給付対象者 氏名

給付対象者 9

世帯主(申請・受給者)と同一世帯の世帯員に限り、給付対象者 氏名

給付対象者 10

入力確認

出典： 左：総務省のウェブサイト (https://www.soumu.go.jp/main_content/000715650.pdf) の画像を抜粋

右：Impress Watchのウェブサイト (<https://www.watch.impress.co.jp/docs/topic/1250696.html>) の画像を抜粋

マイナンバーをめぐる諸問題——②紐づけの誤り

コンビニ交付による証明書の誤交付等の漏えいのほか、マイナンバーの紐づけ誤りが多発。原因は様々考えられる。

- システムの端末ログアウトがなされないまま操作し、他人の情報に紐づけた（公金受取口座登録）
- 紐づけ作業時のExcel上での転記ミスなど手作業での過程で人的ミスが発生した
- 医療保険者（健康保険組合等）がマイナンバーと健康保険証の情報を紐づけるために地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に照会する際に、J-LIS側の他人の情報がヒットし、他人の情報を紐づけた
——住所情報を使わずに照会、わたなべさん問題

マイナンバーをめぐる諸問題——②紐づけの誤り

保険者側

照会

J-LIS側

渡邊正憲（ワタナベマサノリ）

1990/1/1

男

東京都千代田区永田町1丁目1-1

マイナンバーをめぐる諸問題——②紐づけの誤り

保険者側

照会

J-LIS側

渡邊正憲 (フタナベマサノリ)

1990/1/1

男

東京都千代田区永田町1丁目1-1

把握していない又は照会対象から外すことがあったよう。

マイナンバーをめぐる諸問題——②紐づけの誤り

保険者側

照会

J-LIS側

渡邊正憲 (フタナベマサノリ)

1990/1/1

男

東京都千代田区永田町1丁目1-1

氏名	生年月日	性別	住所	マイナンバー
渡邊正憲	1990/1/1	男	東京都千代田区永田町1丁目1番1号	111111111111
渡邊正憲	1990/1/1	男	大阪府中央区平野町4丁目2番3号	222222222222
渡邊正則	1990/1/1	男	東京都千代田区丸の内2丁目3番2号	333333333333

把握していない又は照会対象から外すことがあったよう。

マイナンバーをめぐる諸問題——③マイナ保険証

健康保険証の新規発行が2024年12月2日に終了し、マイナ保険証に一本化した（マイナ保険証非保有者には資格確認書が交付される）。

以下のメリットがあると説明されている。

- ① データに基づくより良い医療が受けられる
- ② 手続なしで高額医療費の限度額を超える支払が免除される
- ③ マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる
- ④ 医療現場で働く人の負担を軽減できる

全国保険医団体連合会の調査(*)では、マイナ保険証、オンライン資格確認のトラブル・不具合があった医療機関が7割を超え、保険証を残すべき又は保険証廃止を延期すべきとする医療機関は8割を超える。

医師等がオンライン資格確認、資格確認ができるよう必要な体制を整備する義務がないことの確認を求めたが請求棄却（東京地判令和6年11月28日）。

* <https://hodanren.doc-net.or.jp/info/news/2024-10-17/> 参照

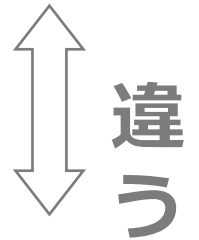
マイナンバーをめぐる諸問題——③マイナ保険証

マイナンバーの何が使われるか

- カードの利用者証明用電子証明書
(保険料の徴収等についてはマイナンバーが使われる(番号利用法9条参照))



マイナンバー (個人番号)
を使ってできること



電子証明書を使って
できること

出典：画像は、米原市の公式ウェブサイト
(<https://www.city.maibara.lg.jp/soshiki/chikishinko/madoguti/mynumber/576.html>) より

利用者証明用電子証明書のシリアル番号と被保険者番号の紐づけ (医療機関のカードリーダー又はマイナポータルから)



医療機関で、カードリーダーで本人確認&シリアル番号の読み取り



シリアル番号がオンライン資格確認等システムに送られる



シリアル番号に対応した資格情報が医療機関に送られる

保険証に代わってマイナンバーカードで

マイナ受付



マイナンバーカードをお持ちの方は
カードリーダーで受付を！

マイナ保険証で受付をする際は顔認証付きカードリーダーを使います。
画面の指示に沿って受付をしてください。

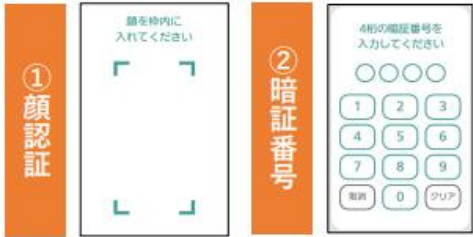
※利用方法や画面の表示内容に不明点がある場合にはお気軽に職員までお声かけください

1 マイナンバーカードを
読み取り口に置いてください。

※カバー等は外してください
※顔写真を表にして横向きにおいてください



2 認証方法を選択し、本人確認をします。



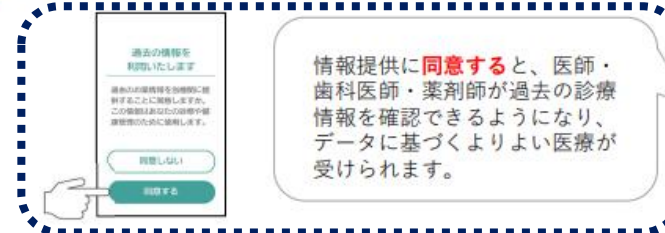
※ 暗証番号を連続して間違う
と不正防止のためロックが
かかります

※ 認証がうまくいかない方は
職員にお声がけください

「マイナンバーカードを保険証として利用するための
登録が必要です」と表示された場合は「マイナ受付」
の初回登録の方法に沿って対応してください。
初回登録完了後、③情報提供の同意にお進みください。



3 案内に沿って、情報提供の同意可否を選択します。



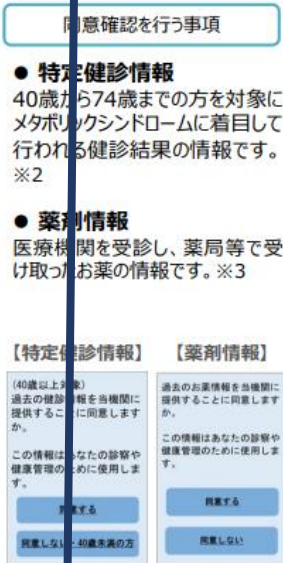




情報提供に**同意すると**、医師・
歯科医師・薬剤師が過去の診療
情報を確認できるようになり、
データに基づくよりよい医療が
受けられます。



2

顔認証付きカードリーダーの使い方

来院	本人確認	同意取得	受付完了！
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本人確認の方法を選ぶ ✓ 顔認証または暗証番号を入力  <p>本人確認の方法を選んでください。 顔認証を行う 暗証番号を入力 終了する 本人確認の情報は、他の目的には使用しません。 画面イメージ※1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各種同意事項の確認・選択 <p>同意確認を行う事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定健診情報 40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報です。※2 ● 薬剤情報 医療機関を受診し、薬局等で受け取ったお薬の情報です。※3 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーから取り出し、受付完了  <p>高額療養費制度を利用する方のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 提供する情報（限度額情報）を選択 

同意することを前提とした説明
非同意についても平等に説明すべきでは

マイナンバーを巡る諸問題——④マイナンバー収集は書面必須？

事業者が個人のマイナンバー収集（講演報酬等）

→ 書面・郵送の収集が多い

（メール、オンラインは忌避）

提出用

マイナンバー(個人番号)申告書 B面

保険株式会社

STEP 1 マイナンバー(個人番号)の申告対象

1 支払日/番号

2

3

ご本人さま情報(ご確認内容)

税務署長あてに提出する支払調書作成にあたり、マイナンバー(個人番号)のご申告をお願いいたします。本申告書とあわせてC面に記載しております必要書類のコピーをご返送ください。また、今回ご申告いただいたマイナンバー(個人番号)は、今後の支払に関する支払調書でも利用させていただきますのであらかじめご了承ください。

氏名

生年月日

記載事項の氏名と生年月日について、現在の内容との相違の有無をご確認のうえ、以下のいずれかにチェックしてください。太線枠内に黒のボールペンはっきりとご記入ください。※消せるタイプのペンや鉛筆は使用しないでください。

氏名と生年月日に相違ありません。 はい、 いいえ。 「生年月日」欄が「*」になっている方は「いいえ」を選択してください。

代理人が申告する場合

代理人がご本人さまのマイナンバー(個人番号)を申告する場合は、以下もご確認のうえ、ご記入ください。なお、法定代理人(親権者など)の方は「ご本人さまご署名」欄は不要です。

委任状

ご本人さまのお名前をご署名または記名・押印ください。

私は、以下の者を代理人として、マイナンバー(個人番号)の申告に関する一切の権限を委任します。

ご本人さまご署名

印

SAMPLE

紙の作成・郵送は面倒！

印刷によりセキュリティリスクはむしろ増大？

マイナンバー 収集代行

スパイラル(R)マイナンバー収集代行サービス

マイナンバー収集代行サービスの特長・収集方法は郵送申請とWeb申請のいずれにも対応。・発送書類の作成から、全てお任せいただけます。・個人番号の取扱状況は毎月、...

NEC NECネクソソリューションズ
<https://www.nec-nexs.com/bpo/mynumber>

マイナンバー対応BPOサービス(代行・収集/保管)

お客様に代って従業員や支払先などのマイナンバーを収集し、高度なセキュリティを備えたデータセンターで保管するサービスです。主に「マイナンバー収集代行...」

セコム セコムトラストシステムズ
<https://www.secomtrust.net/mynumber/syusyu>

セコムあんしんマイナンバー収集サービス

サービスの特長 企業・団体が行政手続きで利用する従業員等のマイナンバーをセコムが代行収集します。セコムのデータセンター内で、安全に運用します。

F フルキャスト
https://fullcast.jp/lp_mynumber_collectiongathering

マイナンバー収集・保管代行サービスのアウトソーシング...

マイナンバーの収集から保管・廃棄まではもちろん、収集したデータの不備チェック等の確認作業も含めた一括管理が可能です。また、未提出者への督促業務も当社で行う...

TTピーエム株式会社
<https://www.t-pm.com/solution/mynumber>

マイナンバー収集・保管代行サービス

お客様の総務・人事部門に代わり収集対象者のマイナンバー収集を代行します。マイナンバー収集用の「申告キット」をご用意。ご指定頂いた収集対象者の方に送付します。

AGS株式会社
<https://www.ags.co.jp/se>

マイナンバー収集代行

従業員等のマイナンバーの収集

マイナンバーの
収集代行業者も多数

フルキャストホールディングス

Google検索(キーワード:「マイナンバー 収集代行」)結果画面

マイナンバーを巡る諸問題——④マイナンバー収集は書面必須？

取得・利用・第三者提供のルール

マイナンバーは法定目的の範囲内で取得・利用・提供が許される
→ メール送信は**禁止されていない**

Q3-6 顧客とメールにて資料の送受信を行っていますが、マイナンバー（個人番号）を含む資料についても、従来どおりPDF等のデータに読み込み、メールの添付資料として送受信を行ってもよいですか。

(答)

必要かつ適切な安全管理措置がなされているのであれば、問題ないと考えます。

国税庁Q&A

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/FAQ/gaiyou_qa.htm

安全管理措置のルール

求められているのは「**必要かつ適切な措置**」

(番号法12、個人情報法23、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」21頁)

→ 個人情報と比べて明示的に厳しい訳ではない

番号自体が危険 であるという説明

マイナンバー（個人番号）は、それ自体が名寄せ・突合のキーとなることから、氏名等により個人を特定することなく、これに様々な個人情報を紐付けて集積・集約するといった利用が可能となり得る。その結果、本人の意図しない形の個人像が構築され、又は特定の個人が「番号」のみによって選別されて差別的に取り扱われることとなり得るなど、**「番号」自体が一定の危険性を内包する**ものである（[個人情報保護ワーキンググループ「個人情報保護ワーキンググループ報告書」（平成23年6月23日）](#) 4頁より）。

個人番号が悪用され、又は漏えいした場合、**個人情報の不正な追跡・突合が行われ、個人の権利利益の侵害を招きかねない**（[個人情報保護委員会「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」](#) 第3-4(1)より）。

番号の安全性を 強調した説明

- マイナンバーの**秘匿に対する誤解**の解消を図るため……
- マイナンバーの**秘匿に対する誤解払拭**をはじめとしたマイナンバー制度の理解促進と**マイナンバーカードの安全性等に関する広報**については、広く国民一般に対して呼びかける必要がある
（[令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（10頁）](#)より）
- マイナンバーを見られても**悪用は困難**
- 見られても**他人は悪用できない**仕組みなのじゃ！
- マイナンバーを知られても、**あなたの個人情報を調べることはできません！**

→次ページ

マイナンバー・マイナンバーカードに対する国民の不安

知って安心！
マイナンバーカードの使い方

持ち歩き方



普通に持ち歩いていいの？

ええんじやよ。キャッシュカードの感覚が近いかの。失くさないようにするのじやよ！



提示方法



銀行や勤務先などでマイナンバーの提示を求められたときはどうすればいい？

おもて・うら両面を見せるのじや。



じゃあレンタルショップなどで、本人確認書類として使うときは？

おもて面を見せるのじや。その際、うら面のマイナンバーは見られても大丈夫じゃが、マイナンバーを書き留めたりコピーを取ることはダメなのじや。



暗証番号



暗証番号を友達に教えても大丈夫？

キャッシュカードと同様、他人に教えてはいけないのじや。暗証番号はマイナンバーカードを利用するために必要な大事なもののじやよ！



SNSへカードの画像の投稿は??



こんなに安全なら、カードを自慢しても大丈夫？

マイナンバーを誰かに知られても大丈夫なように安全対策は施されているが、不特定多数の目に入る場所への投稿は禁止されているのじや！



まとめ！
マイナンバーカードは安全です！

おもて



なりすましはできません

顔写真入りのため、対面の悪用は困難。

マイナンバーを見られても悪用は困難

マイナンバーを利用するには、顔写真付き本人確認書類などで本人確認をする必要があるため、悪用は困難。

オンラインの利用には電子証明書を使うため、マイナンバーが使われることはありません



プライバシー性の高い個人情報が入っていません

ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されません。

プライバシー性の高い対策

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で一時利用停止可能
- アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

平日：9時30分～20時00分 土日祝：9時30分～17時30分(年末年始を除く)
紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合
マイナンバーカード 本局のお問合せ
050-3818-1250 050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

Inquiries about Social Security and Tax Number System.
0120-0178-26 0120-0178-27

マイナンバーカードの申請方法はこちら



<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>

令和4年7月改訂

持ち歩いてても大丈夫！
マイナンバーカードの
安全性

教えて!!
マイナンバーあちゃん



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん



万全なのじや

マイナンバーの生き字引
マイナンバーあちゃん

デジタル庁 総務省

出典：デジタル庁・総務省「持ち歩いてても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」

6. マイナンバー制度の合憲性

マイナンバー制度の合憲性

(最判令和5年3月9日民集77巻3号627頁)

個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由

(住基ネット最判と同じ)

法令根拠なく or 正当目的を逸脱した開示・公表の具体的危険性
⇒ なし

- ①利用・提供等の限定
(利用事務・紐づけられる個人情報・目的外利用・提供(の求め)
・収集・保管・特定個人情報ファイル作成)
- ②違反に対する制裁
- ③委員会による監視・監督
- ④システム上、漏えい・目的外利用の危険性が低い(分散管理・暗号化等)
- ⑤漏えいしても分散管理している個人情報外部に流出するおそれなし

侵害なし

マイナンバー制度の合憲性

(最判令和5年3月9日民集77巻3号627頁判旨抜粋①)

- 憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解される(最高裁平成19年(才)第403号、同年(受)第454号同20年3月6日第一小法廷判決・民集62巻3号665頁)。
- そこで、行政機関等が番号利用法に基づき特定個人情報の利用、提供等をする行為が上告人らの上記自由を侵害するものであるか否かを検討するに、……同法は、個人番号等の有する対象者識別機能を活用して、情報の管理及び利用の効率化、情報連携の迅速化を実現することにより、行政運営の効率化、給付と負担の公正性の確保、国民の利便性向上を図ること等を目的とするものであり、正当な行政目的を有するものといえることができる。そして、……番号利用法は、個人番号の利用範囲について、社会保障、税、災害対策及びこれらに類する分野の法令又は条例で定められた事務に限定することで、個人番号によって検索及び管理がされることになる個人情報を限定するとともに、特定個人情報について目的外利用が許容される例外事由を一般法よりも厳格に規定している。さらに、……番号利用法は、特定個人情報の提供を原則として禁止し、制限列挙した例外事由に該当する場合にのみ、その提供を認めるとともに、上記例外事由に該当する場合を除いて他人に対する個人番号の提供の求めや特定個人情報の収集又は保管を禁止するほか、必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成を禁止している。
- 以上によれば、番号利用法に基づく特定個人情報の利用、提供等は、上記の正当な行政目的の範囲内で行われているといえることができる。

マイナンバー制度の合憲性

(最判令和5年3月9日民集77巻3号627頁判旨抜粋②)

- もっとも、特定個人情報の中には、個人の所得や社会保障の受給歴等の秘匿性の高い情報が多数含まれることになるところ、理論上は、対象者識別機能を有する個人番号を利用してこれらの情報の集約や突合を行い、個人の分析をすることが可能であるため、具体的な法制度や実際に使用されるシステムの内容次第では、これらの情報が芽づる式に外部に流出することや、不当なデータマッチング、すなわち、行政機関等が番号利用法上許される範囲を超えて他の行政機関等から特定の個人に係る複数の特定個人情報の提供を受けるなどしてこれらを突合することにより、特定個人情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じ得るものである。
- しかし、番号利用法は、……個人番号の利用や特定個人情報の提供について厳格な規制を行うことに加えて、……特定個人情報の管理について、特定個人情報の漏えい等を防止し、特定個人情報を安全かつ適正に管理するための種々の規制を行うこととしており、以上の規制の実効性を担保するため、これらに違反する行為のうち悪質なものについて刑罰の対象とし、一般法における同種の罰則規定よりも法定刑を加重するなどするとともに、独立した第三者機関である委員会に種々の権限を付与した上で、特定個人情報の取扱いに関する監視、監督等を行わせることとしている。また、番号利用法の下でも、個人情報が共通のデータベース等により一元管理されるものではなく、各行政機関等が個人情報を分散管理している状況に変わりはないところ、……各行政機関等の間で情報提供ネットワークシステムによる情報連携が行われる場合には、総務大臣による同法21条2項所定の要件の充足性の確認を経ることとされており、情報の授受等に関する記録が一定期間保存されて、本人はその開示等を求めることができる。のみならず、上記の場合、システム技術上、インターネットから切り離された行政専用の閉域ネットワーク内で、個人番号を推知し得ない機関ごとに異なる情報提供用個人識別符号を用いて特定個人情報の授受がされることとなっており、その通信が暗号化され、提供される特定個人情報自体も暗号化されるものである。以上によれば、上記システムにおいて特定個人情報の漏えいや目的外利用等がされる危険性は極めて低いものといえることができる。さらに、個人番号はそれ自体では意味のない数字であること、情報提供ネットワークシステムにおいても特定の個人を識別するための符号として個人番号が用いられていないこと等から、仮に個人番号が漏えいしたとしても、直ちに各行政機関等が分散管理している個人情報が外部に流出するおそれが生ずるものではないし、……個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあるときは、本人の請求又は職権によりこれを変更するものとされている。

マイナンバー制度の合憲性

(最判令和5年3月9日民集77巻3号627頁判旨抜粋③)

- これらの諸点を総合すると、番号利用法に基づく特定個人情報の利用、提供等に関して法制度上又はシステム技術上の不備があり、そのために特定個人情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということもできない。
- そうすると、行政機関等が番号利用法に基づき特定個人情報の利用、提供等をする行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものということとはできない。したがって、上記行為は、憲法13条の保障する個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものではないと解するのが相当である。また、以上に述べたところからすれば、被上告人が番号利用法に基づき上告人らの特定個人情報の利用、提供等をする行為は上告人らのプライバシー権を違法に侵害するものであるとする上告人らの主張にも理由がないものというべきである。
- 以上は、当裁判所大法廷判決（最高裁昭和40年（あ）第1187号同44年12月24日大法廷判決・刑集23巻12号1625頁（角川注：京都府学連事件））の趣旨に徴して明らかである。論旨は採用することができない。

プライバシーとの向き合い方

「プライバシー擁護」派



- マイナンバーは危険！
- 総背番号！
- プライバシー侵害！

「プライバシー非擁護」ないし「対立利益擁護」派



- 国民のためにやってくれている。やましいこと（脱税等）がないのであれば問題ない（*）のでは？
- 公正公平な行政事務が実現される or 健康になる or 犯罪が減るのであれば、プライバシーとが言っている場合ではないのでは？

（*）やましいことは何もない論（nothing-to-hide argument）は、プライバシーを擁護する人たちに対する「最もよくある反論」（[Bruce Schneier](#)（訳：yomoyomo）“[プライバシーの不変の価値](#)”）

プライバシーとの向き合い方

- 従来のプライバシー問題が「**激痛**」に関わるものであるとすれば、データベースのプライバシー問題は「**鈍痛**」に関わるものである
- 茫洋としたデータベースが、言論や結社の自由を含む**憲法上保護された諸活動に萎縮効果**を与え、**民主主義にも重要な影響**を与える
- これまでの裁判例は、「データベース」をまさに問題にしていたにもかかわらず、その審査のポイントを、専ら情報の取得場面に置いてきた、と称することができる（取得時中心主義）。
データベースの問題は、いったんデータベースに組み込まれた情報が、**その後どう扱われるかについての不可視性・捕捉不可能性によって生ずる長期的な不安**にあり、収集等の個別的行为によって生じる瞬間的な痛みにはない。

(山本龍彦「データベース社会におけるプライバシーと個人情報保護」公法研究第75号(2013年)90頁及び同論稿で引用されているDaniel J. Solove "The Digital Person: Technology and Privacy in the Information Age" (2004) 107頁参照)

ありがとうございました。

角川 正憲（弁護士） 弁護士法人淀屋橋・山上合同

masanori-kakugawa@yglpc.com

X (Twitter) : @mkakugawa

2017年同志社大学法学部卒業、2018年京都大学法科大学院中退（司法試験予備試験合格のため）。第一東京弁護士会 総合法律研究所 IT法研究部会会員。2019年弁護士登録、弁護士法人淀屋橋・山上合同入所（現職）。LINE株式会社（現：LINEヤフー株式会社）プライバシーカウンセラーを経て、Priv Tech株式会社出向中（上記弁護士法人と兼職）。主要論文として『AIによる契約書レビューと弁護士法・弁護士職務基本規程に関する考察』ビジネス法務21巻9号（2021年）、『Cookieレス時代のインターネット広告と個人情報保護』ビジネス法務24巻9号（2024年）など。2024年01月17日Priv Tech外共催セミナー「データプライバシーの復習と予習：2023年の振り返りと2024年の展望」などに登壇。